

相模原市指定特定非営利活動法人一覧

令和6年1月1日現在

申出日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	指定の効力を生じた年月日	定款に記載された目的	現に行っている事業の概要	個人の市民税の控除対象となる期間
平成24年8月29日	特定非営利活動法人さがみはら市民会議	佐藤 匠	相模原市中央区 富士見六丁目6番1号	平成24年12月21日	この法人は、公益的・社会的な活動を行う市民団体に対して、団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助に関する事業を行い、市民社会の健全で活力のある発展に寄与することを目的とする。	(1) 特定非営利活動に係る事業 ① NPOへのマネージメント研修・講習活動 ② 各分野のNPO活動の連携をめざした交流活動 ③ NPOIに関する分野を横断した政策提言活動 ④ 市民へのNPOIに関する広報、情報収集と発信活動 ⑤ 市民活動支援センターの運営 ⑥ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業	平成24年1月1日から 令和9年12月31日まで
平成24年8月29日	特定非営利活動法人男女共同参画さがみはら	福原 信広	相模原市緑区 橋本六丁目2番1号	平成24年12月21日	この法人は、市民や市民団体が連携することにより、一人ひとりが自覚と責任をもって、男女が、ともに輝き、自分らしく生きることのできる「男女共同参画社会」の実現に寄与することを目的とする。	(1) 特定非営利活動に係る事業 ① 男女共同参画社会を目指した意識啓発事業 ② 男女共同参画に関する研究、情報の収集・提供事業 ③ 男女共同参画を目指す団体の活動、ネットワーク支援事業 ④ 男女共同参画を推進する施設の管理運営事業 ⑤ その他この法人の目的を達成するために必要な事業	平成24年1月1日から 令和9年12月31日まで
平成24年8月30日	特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブわか	青木 美香	相模原市中央区 中央三丁目3番6号 アーバン木下103	平成24年12月21日	本会は、相互扶助の精神にもとづき、自らの生活技術や技能を発揮し、自主運営・自主管理の非営利市民事業として、高齢者、障害者、病弱者、などの移動制約者の外出を支援する事業等を行い、「参加型福祉」によるまちづくりに寄与することを目的とする。	(1) 特定非営利活動に係る事業 ① 福祉有償運送事業 ② 外出するための移動とそれに伴う介助に関する事業 ③ 障害福祉事業 ④ 地域生活支援事業 ⑤ 地域に向けての研修、啓発を図る事業 ⑥ その他、本会の目的を達成するために必要な事業	平成24年1月1日から 令和9年12月31日まで
平成25年2月8日	特定非営利活動法人シニアネット相模原	鮎川 宣正	相模原市南区 当麻860番地7	平成25年6月28日	この法人は、インターネット等による情報交流及び商店街活性化事業により、生きがい作り・仲間作りを支援し、シニアの豊かな生活、健全な街づくりと生涯学習ならびに経済活動を推進し、もって住みやすい社会環境づくりに寄与することを目的とする。	(1) 特定非営利活動に係る事業 ① 主にシニアのためのパソコン講習会事業 ② 啓発・広報活動事業 ③ シニア等による起業及び市民活動支援事業 ④ 地域商店街の活性化支援事業 ⑤ その他この法人の目的達成のために必要な事業	平成25年1月1日から 令和10年6月30日まで
平成25年2月8日	特定非営利活動法人湘北福祉会やまのべ	小山 創	相模原市緑区 与瀬998番地1	平成25年6月28日	この法人は、地域で生活する障害者に対して、より充実した日常生活や地域活動を支援し、地域福祉に関する事業を通じて健やかな地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。	(1) 特定非営利活動に係る事業 ① 障害者の地域生活の自立を促進する事業及び障害福祉サービス事業 ② その他この法人の目的を達成するために必要な事業	平成25年1月1日から 令和10年6月30日まで
平成25年7月31日	特定非営利活動法人相模原こもれび	平野 和夫	相模原中央区 上矢部四丁目11番7号	平成25年12月24日	この法人は、自然環境の保全管理に関する活動を行い、自然環境の保全を図ると共に、子どもの健全育成に寄与する事を目的とする。	(1) 特定非営利活動に係る事業 ① 森づくりとその保全管理事業 ② 子どもの健全育成に関する事業 ③ 自然環境保護に関する普及啓発事業 ④ その他この法人の目的を達成するために必要な事業	平成25年1月1日から 令和10年12月31日まで
平成25年7月31日	特定非営利活動法人竹の子作業所	齋藤 正二郎	相模原市緑区 中野1004番地3	平成25年12月24日	この法人は、在宅障害者がより充実した地域生活を送ることができるよう支援し、地域福祉に関する事業を行い、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。	(1) 特定非営利活動に係る事業 ① 障害者地域活動支援センターの運営に係る事業 ② 在宅障害者に対する地域生活の向上を促進する事業	平成25年1月1日から 令和10年12月31日まで
平成26年2月10日	特定非営利活動法人ふじの里山くらぶ	内藤 久子	相模原市緑区 小淵1689番地1	平成26年6月30日	この法人は、広く一般市民に、昔ながらの里山の風景と文化を残している藤野地域に来ていただき、地域の人々と共に体験を行う事業を通して人と人との新しい交流を築くとともに、藤野地域の多様な資源などの有効活用を行い、「豊かな自然・芸術環境・産業振興」の調和を図ることで、地域の活性化に寄与することを目的とする。	(1) 特定非営利活動に係る事業 ① 里山の普及啓発事業 ② 各種体験教室やイベントの開催及び支援 ③ 各種グループ、団体とのネットワークづくり ④ 人材の育成、普及および活用に係る事業 ⑤ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業	平成26年1月1日から 令和6年6月30日まで

相模原市指定特定非営利活動法人一覧

令和6年1月1日現在

申出日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	指定の効力を生じた年月日	定款に記載された目的	現に行っている事業の概要	個人の市民税の控除対象となる期間
平成27年7月31日	特定非営利活動法人 福祉協会しろやま	尾形 元三	相模原市緑区原宿5丁目20番7号	平成27年12月24日	この法人は、就労困難な在宅の障害者に対して、働く場を提供し、必要な作業及び訓練を行い、地域社会の一員として可能な限りの社会参加ができるよう支援する事業を行うとともに地域と一体となって、社会福祉の増進やノーマライゼーションの実現に寄与することを目的とする。	(1) 特定非営利活動に係る事業 ① 障害福祉サービス事業 ② 実習生等の受け入れ及び地域との交流事業 ③ 相談事業 (2) その他の事業 ① 生産品等の物品販売事業	平成27年1月1日から 令和7年12月31日まで
平成28年8月31日	特定非営利活動法人 神奈川県メンタルヘルスサポート協会	稲富 正治	相模原市南区 相模大野5丁目29番23号	平成28年12月22日	この法人は、神奈川県及び近隣の住民、学生、事業者及び労働者に対して、精神保健(メンタルヘルス)に関する事業を行い、地域における心身ともに健全な生活、学業、及び就業環境に寄与することを目的とする。	(1) 特定非営利活動に係る事業 ① 住民、学生、事業者及び労働者に対する精神保健(メンタルヘルス)に関する普及啓発事業 ② 保健、福祉及び教育の増進を図る心理教育的支援事業 ③ 精神保健(メンタルヘルス)専門職による相談及び査定に関する事業 ④ 精神保健(メンタルヘルス)専門職の能力及び資質向上に関する事業 ⑤ 精神保健(メンタルヘルス)に関する研究、調査活動等の事業 ⑥ 精神保健(メンタルヘルス)に関する機関誌・出版物等による広報事業	平成28年1月1日から 令和8年12月31日まで
平成29年7月24日	特定非営利活動法人 Link・マネジメント	井戸 和宏	相模原市中央区 湘野辺四丁目4番2号	平成29年12月25日	この法人は、認知症ケア実践者及びそれに係る人に対して、認知症ケアに必要な知識などを習得するための事業及び交流・協力・相互理解を図るための事業を行い、福祉の増進を図り、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。	(1) 特定非営利活動に係る事業 ① 認知症ケア実践者等の知識、技術を習得するために必要な事業 ② 認知症ケア実践者等ネットワークLinkの運営事業 ③ 地域での実践者同士の交流、協力を促進する事業 ④ その他この法人の目的を達成するために必要な事業	平成29年1月1日から 令和9年12月31日まで
平成30年7月31日	特定非営利活動法人 子ども・宇宙・未来の会	並木 道義	相模原市緑区 下九沢1576番地11	平成30年12月21日	この法人は、子どもたちに対し、共に平和な明るい未来を築くため、宇宙に対する好奇心を育む講習会や広報活動等を行い、子どもの健全育成と人類社会の進歩に貢献することを目的とする。	(1) 特定非営利活動に係る事業 ① 講習会等による子どもと宇宙に関する普及啓発事業 ② 機関誌・出版物等による子どもと宇宙に関する広報事業 ③ 関連諸団体との連携交流事業 ④ その他この法人の目的を達成するために必要な事業	平成30年1月1日から 令和10年12月31日まで
令和4年8月1日	特定非営利活動法人WE21ジャパン 相模原	三池 良子	相模原市南区 若松四丁目13番3	令和4年12月26日	この法人は、地球環境を保全するため、神奈川県相模原市を中心に資源のリユース・リサイクルを推進するとともに、アジア等における環境破壊、抑圧、性差別、戦禍、飢餓、貧困、災害などにより生存生活の困難にさらされている人々に対して、生活及び自主的活動に関する金銭的・物的・技術的支援と助成を行うことで、アジア各地域の人々の生活の向上と自立に寄与するとともに、地域市民の環境、人権、平和、協力等に関する国際的な意識の自覚を図ることを目的とする。	(1) 資源のリユース・リサイクルを推進する事業 (2) 主にアジア地域の人々の生活向上と自立に寄与する事業 (3) 地域市民の国際的な意識や理解を高める事業 (4) この法人の事業の広報普及を図る事業 (5) その他、目的達成に必要な事業	令和4年1月1日から 令和9年12月31日まで

※「個人の市民税の控除対象となる期間」とは、指定NPO法人に寄附をした寄附金(寄附をした日)が、寄附金控除対象となる期間を示しています。